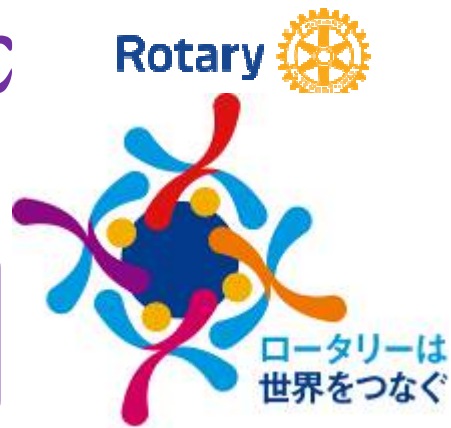


相模原中RC 会報

第 2030 回例会

12月17日 No.22

会長 横溝 志華 幹事 田後 隆二



- 友好クラブ
韓国・龍仁ロータリークラブ
国際ロータリー第 3600 地区
台湾・台中文心ロータリークラブ
国際ロータリー第 3461 地区
- 姉妹クラブ
千曲川ロータリークラブ
国際ロータリー第 2600 地区
- 提唱インターアクトクラブ
光明学園相模原高等学校



卓話「税務の裁決事例について」

伊倉 正光

本日は国税不服審判所の裁決事例について、参考になると思われる事例を何件か解説します。

【弁護士業の必要経費／ロータリークラブの年会費】

○審判所の判断

原告は弁護士業を営むものであり、弁護士は当事者その他関係人の依頼等によって、訴訟事件等その他一般の法律事務を行うことを職務とし、その対価として報酬を得ているのであるから、原告の事業所得を生ずべき業務とは、上記法律事務を行う経済活動である。

ロータリークラブの会費の大半が、クラブの運営費及び委員会運営費として用いられていたことからすれば、本件会費は、会員がクラブで活動するために納入されるものとなる。

そして会員は奉仕の理念の奨励という目的に従って、各種の奉仕活動を行うとともに、委員会での活動、各種行事にも参加しており、原告も同様な活動を行っていたと認められる。従って、本件会費の支出は法律事務を行う弁護士としての原告の経済活動と直接の関連を有し、客観的に見て、当該経済活動の遂行上必要なものということとはできない。本件会費は一個人として行われる消費支出として、家事費に該当する。

【所得の帰属／元部長が外注先から受領したリポート】

○事案の概要

土木建築請負業を営む請求人A社の法人税について、原処分庁が、当時営業部長等の地位に

あった元従業員が下請業者から受領した金員はA社に帰属し、また当該金員を収益に計上しなかったことは事実の隠ぺいに該当するとして、更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行った事案である。

○審判所の判断

外注先から受領した金員は、A社が外注先に工事を発注し、外注先がA社から当該工事を受注したことに基因して、A社からの工事の受注に対する謝礼として、また、今後もA社から工事を受注できることを期待して、代表取締役次ぐ地位及び権限を有する元部長に対して、支払われたものである。これらの事情によれば、本件金員はA社に帰属するものとみるべきである。

元部長は、本件金員を自ら費消していたのであるから、元部長により本件金員が横領され、A社に損失を発生させ、それと同時に元部長に対する不法行為による損害賠償請求権が発生したといえる。損害賠償請求権は、横領時の各事業年度の益金の額に算入すべきものである。

元部長が5年間も外注先から本件金員を受領し続けた行為は、A社の行為と同視できるというべきであるから、本件金員を収益に計上しなかったことについて、A社に事実の隠ぺい又は仮装の行為があったと認められる。

【所得区分と損益通算／給与所得者が営む自動車等賃貸業務の損失】

○事案の概要

本件は、請求人が自己の所有する自動車、オートバイ、ラジコン、ドローン等の賃貸業務から生じた損失を事業所得の金額の計算上生じた損失金額として申告したところ、原処分庁が、当該業務は雑所得に該当するから、給与所得と損益通算できないとして更正処分した事案である。

○審判所の判断

請求人は、賃貸業務のための物的設備を有しておらず、各物件については賃貸の実績がないこと、営業活動は趣味、娯楽または鑑賞の一環として行われるものと異なることがないこと、不特定多数を相手に賃貸業務を行う意思がなく、顧客となり得る者が極めて限定されていたことからすれば、

営利を目的として、各物件を保有していたとみることはできない。

請求人は自家用自動車貸渡しの許可を受け、登録した自動車を同族法人A社に賃貸するものとして金員を受領しているが、A社での使用実績がなく、賃貸していたとみることはできない。本件金員はA社から代表者への単なる金銭供与（報酬）とみるべきである。

従って、本件賃貸業務は所得税法に規定する事業に該当しない。

【所得区分と損益通算／給与所得者が営むネイルサロンの損失は事業所得か雑所得か】

○事案の概要

本件は、給与所得を有する請求人がネイルサロンの業務に係る事業所得の計算上生じた損失の金額があるとして、給与所得の金額と損益通算する内容の確定申告をしたところ、原処分庁が、ネイルサロンの業務に係る所得は雑所得に当たるから、当該損失の金額は損益通算できないなどとして更正処分を行ったのに対し、請求人が原処分の一部取消しを求めた事案です。

○前提となる事実

給与：請求人の給与所得について、管理職として従事しており、勤務先での勤務日は原則として祝日を除く月曜日から金曜日まで、勤務時間は午前8時40分から午後5時10分までであり、その内1時間が休憩時間であった。

業務：請求人の業務について、平成24年頃ネイルサロンに係る業務を開始した。業務を行うにあたり、自宅のリビングの一部に机1台及び椅子2脚などを設置し、看板及び業務に係るメニュー表を作成した。業務に係る使用人は請求人の配偶者のみであった。業務に係る施術件数は、平成24年分が1件、平成25年分が24件及び平成26年分が33件であった。尚、3年とも多額の損失が発生している。

○審判所の判断

法令解釈：事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得と解される

4)ホノルル国際大会 登録人数の件

12/14日まで登録料は450ドル。それ以降は550ドル。12/25日までにガバナー補佐に人数を報告。

5)IM式次第の共通化(全グループ対象)

杉岡ガバナーより、IMでの式典進行を第1～第9グループまで共通化してほしいとのことで、今年度は統一されます。但し次年度以後は未定。議題終了後、各クラブから奉仕プロジェクトの報告をしました。

また12月14日に、青少年交換学生オリエンテーションがあり、私は当クラブ推薦の横江莉音さんのカウンセラーとして出席しました。藤沢の第一相澤ビルにて、14:00～17:00まで開催され、派遣候補生や来日学生、ROTEXの皆さんが集まり、オリエンテーション終了後は交流会もあり、いろいろなアドバイスも頂けたと思います。

<理事会報告(臨時)>

- ①藤原利夫会員の12月末での退会を承認。
- ②マカティボプラシオンRCより、プロジェクト依頼の件。
 - 1)本プロジェクトの支援を承認。
 - 2)クラブ奉仕会計より、支援金25万円を承認。
 - 3)不足分11万円の会員協力については再検討。
- ③インターアクト海外研修 クラブ負担金の件
 - 1人当り54,000円×3名参加により162,000円奉仕会計予備費より負担を承認。
- ④1月7日(火)新年夜間例会の件。
 - 18:30～「鶏海屋」 会員会費5,000円。
- ⑤丸子会員より「親子クラブ親睦ゴルフ 川合貞義杯 争奪ゴルフコンペ」の企画書提出。企画を承認。

<退会のご挨拶> (概要にて掲載)

○瀬戸 裕昭会員

入会して13年経ちますが、当社の工場長が定年となり、継続雇用で話は進めていたのですが、結果は退社となり人手不足で、やむを得ず、今月末で退会させていただきます。諸先輩や皆様にも相談せずに大変申し訳ありません。

○藤原 利夫会員

私も入会して12年半、頑張ってきましたが、退会せざるを得ない事情で残念です。奉仕活動を始め勉強になりました。これから1人で頑張ります。

<委員会報告> (12月10日分)

台湾・米山学友会総会に出席して 阿部 毅会員

11月30日(土)台北市・典華幸福機構にて、第36回年次総会が開催され、日本のロータリアン23名のほか、韓国やモンゴルの学友を加え、総勢約180名の参加で開催されました。

当クラブの元米山奨学生であった郭錦堂先生が今年の総会で、第8代目理事長に選任された最初の総会でした。現在までに31名の日本人留学生に奨学金を支給、2021年6月に台北で開催するRI国際大会に合わせ、「米山学友世界大会」開催の構想を発表し、500名の参加者を目標に準備を進めています。

総会には昨年、2780地区大会で特別講演をされた徐重仁氏(台湾学友会創立・台北東海RC創立会長)と、当クラブ40周年式典の記念講演者・阮充恭氏(台湾学友会第4代理事長)もご出席。

このように故郷に戻った米山奨学生が両国親善の橋渡しをしながら、米山活動を理解し、身をもって体感したことへの恩返しを、感謝の心を込め実行している姿は見つめることは、有難い喜びであり、感動でした。(紙面上、一部省略にて)



報告事項

1. 第2780地区ガバナー事務所より

①次年度2020～21年度プロジェクト向け「第2回地区補助金説明会」のご案内

次年度、地区補助金申請を予定のクラブは受講して頂く必要がございます。尚、次年度地区補助金の申請締切は2020年3月末日となります。日時:1月25日(土)13時～15時 場所:第一相澤ビル(藤沢駅) 登録締切:1月20日

②国際奉仕・事例発表会開催の事前アンケートのお願い

米山学友やAMDAに現地での具体的な実情や要望をお話し頂き、各クラブのプロジェクトに役立てたく、発表会(来年3月頃予定)の参加希望を12月26日までにお知らせ下さい。

③「職業奉仕月間」卓話者 派遣のお知らせ

申込み頂いた卓話について、下記にてお伺い致します。事前の打合せをお願い致します。卓話日:1月21日(火)例会 卓話者:地区職業奉仕委員 前沢 弘之氏(津久井中央RC)

④インターアクト海外研修(2019.12.26～29)の件

今年度、台湾・台北の海外研修費用は下記にて、負担金を宜しくお願い致します。参加者1名につき161,370円(本人53,000円、提唱クラブ54,000円、地区54,370円) 提唱クラブは参加数分の負担金を12月23日までに振込下さい。

⑤ポリオ根絶チャリティーコンサートチケットの件

パンフレット、要領、申込書をお送りします。希望枚数(ポリオ寄付額による)を取りまとめて、ガバナー補佐にご連絡下さい。

2. 米山奨学会より、米山功労クラブ感謝状の件 第32回功労クラブ(累積寄付額3,200万円)の感謝状をお贈り致します。

<12月のお祝・入会記念日祝>



・永保 固記会員

1978年12月12日



例会プログラム

12月24日→19日(木)「年末家族会」
18:30～例会 18:50頃～パーティー
「センチュリーホテル相模大野」

31日例会取止め

1月 7日新年夜間例会

18:30点鐘 「鶏海屋」

例会記録

点 鐘 12時30分
場 所 相模原市民会館「あじさいの間」
司 会 中村 勝彦 副SAA
斉 唱 ロータリーソング「我らの生業」
ソングリーダー 横江 利夫会員

出席報告

会 員	出席(出席対象27名)	事前メイク者
34名	26名	1名
欠席者	本日の出席率	修正出席率(12/3)
4名	87.10%	90.32%

●例会場 相模原市民会館「あじさいの間」

〒252-0239 相模原市中央区中央3-13-15

TEL 042-752-4710 FAX 042-753-2000

●事務局 〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3

相模原商工会館3F

TEL 042-758-5750 FAX 042-758-1605

●E-mail: rotary@tbg.t-com.ne.jp

●例会日 毎週火曜日 12:30～13:30

●編 集 親睦活動委員会

委員長:大坪 征弘 副委員長:横江 利夫

委員:川合 貞義、小野 孝、中里 和男

丸子 勝基、阿部 毅、阪西 貴子

池之上和哉、大槻 実

●http://sagamiharanaka-rc.jp/

が、具体的に特定の経済活動により生じた所得がこれに該当するといえるかは、当該経済活動の営利性、有償性の有無、継続性、反復性の有無のほか、自己の危険と計画による企画遂行性の有無、当該経済的行為に費やした精神的、肉体的労力の程度、人的、物的設備の有無、当該経済的行為をなす資金の調達方法、その者の職業、経歴及び社会的地位、生活状況及び当該経済的活動をすることにより、相当程度の期間安定した収益を得られる可能性が存するかどうか等の諸般の事情を総合的に検討し、社会通念に照らして判断すべきである。

検討：本件業務においては、ネイルサロンの施術を行い、施術料を受領していたのであり、売上金額もあったことから、ネイルサロンに係る業務の有償性及び反復性については一応認められる。一方、多額の損失が3年連続して生じていることからすると、本件業務は著しく経済的合理性に欠けるものであり、営利性は乏しいと言わざるを得ない。本件業務について多額の必要経費が発生し、損失の金額が年々増加していたにもかかわらず、請求人は積極的な広告宣伝を行わず、売り上げを増大させるための事業計画の策定などを行ったとは認めることができず、企画遂行性は希薄であるというべきである。請求人は本件業務を行うに当たり、自宅のリビングの一部に作業用の机及び椅子などを設置し、配偶者がネイリストとして、従事していることからすると、一定の人的設備及び物的設備があることは認められる。

判断：本件業務は、一応の有償性及び反復継続性並びに一定の人的設備及び物的設備があることは認められるものの、営利性は乏しく企画遂行性は希薄であり、請求人が本件業務に費やすことができた精神的及び肉体的労力は、勤務先における業務に支障を来さない程度の相当限定的なものにとどまっており、また請求人は勤務先の管理職を本業として安定した収入を得ており、さらに、本件業務には相当程度の期間安定した収益を得られる可能性が存するとはいい難い。したがって

本件業務から生じた所得は、事業所得には当たらず、雑所得に該当する。

【無申告加算税の正当な理由／未成年後見人が提出した準確定申告書】

○事案の概要

本件は、亡父の準確定申告を死亡の日の翌月から4か月を経過した後に提出したため、無申告加算税の賦課決定処分を受けた請求人が、未成年である請求人が相続の開始を知った日は、未成年後見人が選任された日であるから、当該選任された日の翌日から4か月以内に提出された当該確定申告書は期限後申告に該当しない。仮に期限後申告に該当するとしても、国税通則法に規定する正当な理由があるとして、原処分の取り消しを求めた事案である。

○審判所の判断

所得税法に規定する「相続の開始があったことを知った日」とは、その相続人が被相続人の死亡という事実を知った日をいうものと解するのが相当である。請求人は、被相続人（亡父）が死亡するまで被相続人と同居していたのであるから、相続開始日に被相続人の死亡という事実を知ったとみるのが相当である。よって、準確定申告は期限後申告に該当する。

所得税法の適用は、相続人が未成年者であるか否かに関わらず、その相続人に申告書の提出義務が発生するから、請求人が単独で法律行為をすることができない未成年者であったこと等の事情は「正当な理由」に該当しない。



●横溝会長、田後幹事

- ①入会記念日祝の永保会員、おめでとうございます。
- ②伊倉さん、卓話よろしくお願ひします。

●永保 固紀会員

本日は入会記念日のお祝いを戴き、ありがとうございます。

<裏ページに続く>

会長の時間

●伊倉 正光会員

- ①永保会員、入会記念日祝おめでとうございます。
- ②本日は「税務の裁決事例について」のテーマで、卓話をさせていただきます。宜しくお願い致します。

●大井 達会員

- ①永保会員、入会記念日おめでとうございます。
- ②伊倉会員、卓話よろしくお祈いします。本日も遅刻しまして、申し訳ありません。

●阪西 貴子会員

- ①永保さん、入会記念日祝おめでとうございます。
- ②本日の卓話、伊倉さん宜しくお願い致します。

●池之上 和哉会員

- ①永保会員、入会記念日祝おめでとうございます。
- ②伊倉会員、本日の卓話よろしくお祈いします。

●金沢 邦光会員

瀬戸さん、長い間お世話になりました。私の会長時にはクラブ幹事をお願いし、ガバナー補佐の時にはグループ幹事を務めて頂きました。早めのカムバックを期待しています。

●最住 悦子会員

- ①永保さん、入会記念日祝おめでとうございます。
- ②伊倉さん、卓話よろしくお祈いします。

●阿部 毅会員

- ①伊倉会員、本日の卓話宜しくお願いします。
- ②永保会員の入会記念日を祝して！

●田所 毅会員

- ①伊倉さん、卓話よろしくお祈いします。
- ②永保さん、入会記念日おめでとございます。

●老沼 秀夫会員

- ①伊倉さん、卓話頑張ってください。
- ②寒暖の差が大きいので、風邪などひかずに頑張りましょう。

●佐々木 敏尚会員

- ①入会記念日祝の永保さん、おめでとございます。
- ②本日の卓話、伊倉先生よろしくお祈い致します。

●諸隈 武会員

- ①永保会員、入会記念日祝おめでとうございます。
- ②伊倉会員、本日はよろしくお祈いします。
- ③本日は所用のため、早退させていただきます。



本日の会長の時間は、12月10日に会長幹事会がありましたので、要約して報告させていただきます。

栗林ガバナー補佐から、第5グループのガバナー公式訪問が全クラブ終了したとの挨拶あり。

当日はゲストで、相模原西RCの大河原IM副実行委員長が出席され、IMの案内をされました。

日時：令和2年2月22日（土）14:00～登録受付
14:30～17:40 式典とIM（終了後、懇親会）

場所：ホテルセンチュリー相模大野

テーマ：「若者と“生きる”を考える」

サブテーマ「未来のためにロータリーとして出来ること」

懇親会では、オンツォ・ホノルルとしてフラダンスの披露を予定。登録料：8000円（全員登録）
1月から各クラブを訪問して、案内をします。

<議題>

1) ガバナーノミニージェネートの決定

選挙となりましたが、1人辞退により、津久井中央RCの佐藤祐一郎会員に決定。

2) 第5グループ 台風義援金の件

149万円集まり、津久井中央RCの口座を借りて入金していますが、使途については検討中。尚、2780地区の義援金は約305万円集まり、寄付先は、2780地区以外の地区、津久井地域、箱根地域に、それぞれ3分の1ずつ寄付します。

3) ポリオ根絶チャリティーコンサート

チケットは1人40ドル寄付で、1枚となります。寄付の金額によりチケットを戴けますが、当日のコンサートは空席のないよう、ご出席下さい。